

固定資産税に関する

届出について

正しい課税を
行うために

届出をお願いします

土地編

●土地の利用状況が
変わったときは

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の土地の利用状況によって地目を認定し、課税されます。

地目の認定は、原則として一筆ごとに行い、その土地の利用状況に部分的に違いがある場合でも、その土地全体の状況や利用目的を観察して判断します。

土地登記簿上の地目と現況の地目とが一致していない場合には、登記簿上の地目にかかわらず利用状況により課税地目を決定します。この課税地目は、納税通知書に同封されている課税明細書の現況地目欄で確認することができます。

課税地目と異なる利用状況に変更した時は、地目変更報告書を12月28日(金)までに提出してください。様式は、税務課、地域事務所または市ホームページから入手できます。この地目変更報告書により、現況を確認します。

報告書の提出が

必要なとき

《例》

- ①家屋を取り壊して更地にし、駐車場などにしたとき
- ②家屋を取り壊して更地にし、耕土を搬入して肥培管理を行い、畑作などを行ったとき
- ③畑作などを行っていた土地を埋め立てて駐車場などにしたとき

《注意事項》

※農地を農地以外の地目にする場合には農業委員会へ農地転用許可を申請しなければなりません。
※法務局へ地目変更の登記をする場合は、税務課への報告書の提出は必要ありません。

●固定資産税(土地) 現況地目

現況地目は、基本的に不動産登記法上の取り扱いと同様で、左表の9種類に分類されます。

田	農耕地で用水を利用して耕作する土地
畑	農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
宅地	建物の敷地およびその維持もしくは効用を果たすために必要な土地
池沼	灌漑用水でない水の貯留地
山林	耕作の方法によらないで竹木の育成する土地
原野	耕作の方法によらないで雑草、かん木類が生育する土地
鉱泉地	鉱泉(温泉を含む)の湧出口およびその維持に必要な土地
牧場	獣畜を放牧する土地
雑種地	右記のいずれにも該当しない土地(駐車場・資材置場・肥培管理をしていない田、畑など)

◆土地に関する照会先

税務課 土地係

☎ 23-7731 FAX 21-2308

家屋編

●建物を取り壊したときは

建物の固定資産税は、毎年1月1日現在で建っている建物に課税されます。しかし、1月1日以前に取り壊された建物であっても、取り壊されたことが確認できない建物については、翌年以降も課税されてしまいます。

このため、市では建物の取り壊しを確認する方法として、建物を取り壊された方に、「家屋取り壊しの届出書」(認印が必要)の提出をお願いします。

既に建物を取り壊された方で、この届出書を提出されていない方は、12月28日(金)までに提出してください。様式は、税務課、地域事務所または市ホームページから入手できます。

ただし、すでに法務局にて滅失登記を済ませた方は、提出の必要はありません。
【過去5年間の取り壊し件数】

年度	取り壊し件数	
23	木造 334棟	非木造 120棟
22	木造 352棟	非木造 112棟
21	木造 273棟	非木造 113棟
20	木造 392棟	非木造 111棟
19	木造 401棟	非木造 135棟

●償却資産の申告について

固定資産税の課税となる償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、機械・装置、工具・器具・備品など、左表に掲げるものが該当します。

償却資産が課税対象となっていることは、一般的にあまり知られていませんが、事業活動を行い、償却資産を所有している方は（個人・法人とも）、償却資産の申告義務があります。申告実績のある方については、12月上旬に申告書を送付しますので、1月31日（木）までに提出してください。今年から事業を開始された方や以前から事業を行っているものの申告されていない方は、税務課家屋係に連絡の上、必ず申告してください。

構築物	舗装路面、門・塀など外溝工事、広告塔、変電設備、電力引込設備、予備電源設備ほか
機械 および装置	各種製造設備などの機械・装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備ほか
船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船ほか
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーほか
車両 および運搬具	大型特殊自動車ほか
工具、器具 および備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療機器、測量工具、金型、美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスタ、自動販売機ほか

◆家屋・償却資産に関する照会先
税務課家屋係

☎23-8783 FAX21-2308



永年勤続優良従業員と 卓越技能者を表彰

勤労感謝の日の11月23日、「アピセ・関において「関市勤労感謝祭」を開催し、商工業永年勤続優良従業員337人と卓越技能者2人を表彰し労をねぎらいました。

永年勤続優良従業員表彰は、永年同じ事業所に勤務し、他の従業員の模範となる方を、卓越技能者表彰は、永年にわたり卓越した技能をもって市の産業の発展と伝統技能の伝承に貢献された方を表彰するものです。

商工業永年勤続優良従業員表彰35年勤続以上および卓越技能者表彰を受けられた方は、次の皆さんです。（敬称略）

【永年勤続優良従業員】

【50年勤続】

▽トヨーキッチンアンドリビング

(株)西部富夫

【45年勤続】

▽トヨーキッチンアンドリビング

(株)後藤敏一、武井勝

【40年勤続】

▽(有)エドランド工業 猿渡博美、佐藤正美

▽(株)セキシン興業 落合忠行

▽加久上紙工(株) 古田秋夫

▽マルホ建設(株) 猿渡説子

▽トヨーキッチンアンドリビング(株) 福

【35年勤続】

▽(株)マサヒロ 井川英明

▽(有)エドランド工業 佐藤幸好

▽(株)スミカマ 松田幸俊

▽(株)セキシン興業 井上大三

▽川嶋工業(株) 八代好春

▽堀部有弘 岐阜県関自動車学校(株)

▽大西慶人 加久上紙工(株) 福地

茂明 (株)グリーンベル関 堀部基美

▽長谷川刃物(株) 丹羽晋

▽トヨーキッチンアンドリビング(株)

井上学、小椋暢二

▽三星刃物(株) 塚原庄司

▽協同印刷(株) 郷寿一

▽カインダストリーズ(株) 安田哲男

▽鍋屋バイテック(株) 小谷恭代

荻谷房人、渡邊光春、松原昇

▽(株)ブリヂストン関工場 坂本朋広

▽(株)ヤクセル 佐藤行洋

▽福田刃物工業(株) 佐野弘

【卓越技能者】

玉田利男 (刃物製造工)

山崎真一 (刃物製造工)

◆照会先

関商工会議所 ☎22-2266

商工課 ☎23-6753